三　その他の土木費　人口	密度補正に用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。 算式 ｛（B ＋ C）× 0.649｝／A 算式の符号 A　測定単位の数値 B　次の算式によつて算定した額 算式 $\sum_{n=1}^{7}$ {A_n ×（1 － C_n ／ B_n）＋ D_n ×（1 － F_n ／ E_n）} A_n ×（1 － C_n ／ B_n）及び D_n ×（1 － F_n ／ E_n）に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 A_n　平成ｎ年度に建設に着手した第１種公営住宅のうち市町村が管理するもの（以下「平成ｎ年度市町村営第１種公営住宅」という。）に係る土地取得造成費の100分の３に相当する額として総務大臣が通知する額 B_n　平成ｎ年度市町村営第１種公営住宅の戸数として総務大臣が通知する数 C_n　平成ｎ年度市町村営第１種公営住宅の収入超過者入居戸数として総務大臣が通知する数 D_n　平成ｎ年度に建設に着手した第２種公営住宅のうち市町村が管理するもの（以下「平成ｎ年度市町村営第２種公営住宅」という。）に係る土地取得造成費の100分の４に相当する額として総務大臣が通知する額	算式 （B × 5.17 ＋ C × 9.97 ＋ D × 13.28 ＋ E × 20.62 ＋ F × 19.79 ＋ G × 18.03 ＋ H × 18.39 ＋ I × 20.36 ＋ J × 30.24 ＋ K × 14.52 ＋ L × 26.61 ＋ M × 24.19 ＋ N × 17.24 ＋ O × 25.40）／ A ［略］ ［２　略］
三　その他の土木費　人口	密度補正に用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。 算式 ｛（B ＋ C）× 0.617｝／A 算式の符号 A　測定単位の数値 B　次の算式によつて算定した額 算式 $\sum_{n=63}^{7}$ {A_n ×（1 － C_n ／ B_n）＋ D_n ×（1 － F_n ／ E_n）} A_n ×（1 － C_n ／ B_n）及び D_n ×（1 － F_n ／ E_n）に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 A_n　ｎ年度に建設に着手した第１種公営住宅のうち市町村が管理するもの（以下「ｎ年度市町村営第１種公営住宅」という。）に係る土地取得造成費の100分の３に相当する額として総務大臣が通知する額 B_n　ｎ年度市町村営第１種公営住宅の戸数として総務大臣が通知する数 C_n　ｎ年度市町村営第１種公営住宅の収入超過者入居戸数として総務大臣が通知する数 D_n　ｎ年度に建設に着手した第２種公営住宅のうち市町村が管理するもの（以下「ｎ年度市町村営第２種公営住宅」という。）に係る土地取得造成費の100分の４に相当する額として総務大臣が通知する額	算式 （B × 5.11 ＋ C × 9.70 ＋ D × 12.92 ＋ E × 20.37 ＋ F × 19.61 ＋ G × 17.57 ＋ H × 18.18 ＋ I × 19.71 ＋ J × 30.02 ＋ K × 14.41 ＋ L × 25.82 ＋ M × 24.62 ＋ N × 17.11 ＋ O × 24.92）／ A ［同左］ ［２　同上］